

令和5年度 応急手当普及員講習の開催について

会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部

下記のとおり、応急手当普及員講習の受講者を募集します。

【応急手当普及員とは？】

主として、受講者が所属する事業所や防災組織において、その従業員や構成員に対して応急手当の指導を行う者として、消防長が認定した方をいいます。

受講し普及員として認定されると、普及員が普通救命講習等を開催することができ、消防長が交付する普通救命講習修了証などを普及員名で交付することができます。

普及員の有効期限は3年で、認定継続を希望する場合は再講習を受講することで有効期限がさらに3年延長されます。

【受講対象者】

会津若松広域消防本部管内在住者または在勤者の方で、認定後に勤務先等で応急手当に関する普通救命講習など普及指導を実施する予定の方。

【講習会日時】

3日間の講習となります。

1日目・2日目：令和6年2月26日（月）・2月27日（火） 9時00分～17時00分

3日目：令和6年2月28日～令和6年3月15日までの間の1日

※3日目の受講日は、申し込み時に申込先消防署と調整してください。

※認定を受けるためには、計3日間すべての受講が必要です。

【開催場所】

会津若松市中央三丁目10番12号 会津若松消防署4階講堂

【講習内容】

1日目 座学

2日目 実技

3日目 座学及び実技（指導技法）

※各日効果測定（テスト）があります。

【募集定員】

20名（申し込み先着順とし、定員に達し次第受付を終了いたします。）

【お問い合わせ・申し込み】

締め切りは、令和6年2月5日（月）17時15分までといたします。

申し込みは、3日目の受講場所として希望される消防署へ、電話にてお申し込みください。

【お申し込み・お問い合わせ】 会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部			
会津若松消防署	TEL0242 (25) 1201	猪苗代消防署	TEL0242 (62) 4433
会津坂下消防署	TEL0242 (84) 2119	会津美里消防署	TEL0242 (54) 3934
消防本部警防課	TEL0242 (59) 1402		